

岩手県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 岩手県における海岸漂着物対策（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「法」という。）第1条に規定する「海岸漂着物対策」をいう。以下同じ。）を総合的かつ効果的に推進するため、法第15条第1項の規定に基づき、岩手県海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第14条第1項の規定による地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
- (2) 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、海岸漂着物対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 別表第1に掲げる団体等が推薦する者
- 2 協議会に座長を置き、構成員の互選とする。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号に掲げる者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会は、知事が招集する。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、別表第2に掲げる室課をもって構成するものとし、事務局の主管室課は環境生活部資源循環推進課とする。

- 2 環境生活部資源循環推進課は海岸漂着物対策を総括し、その他の室課は海岸漂着物対策に係る当該室課の所管業務を担うものとする。
- 3 協議会には別表第3に掲げる職員が出席するものとする。
- 4 協議会の庶務は、環境生活部資源循環推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月16日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

住民及び民間の団体	一般社団法人いわて流域ネットワーク
	一般社団法人岩手県工業クラブ
	岩手県漁業協同組合連合会
	岩手県商工会議所連合会
	岩手県商工会連合会
	全国農業協同組合連合会岩手県本部
	特定非営利活動法人浄土ヶ浜ネイチャーガイド
関係行政機関	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
	海上保安庁第二管区海上保安本部釜石海上保安部
	環境省東北地方環境事務所
地方公共団体等	宮古市
	大船渡市
	久慈市
	陸前高田市
	釜石市
	岩手県市町村清掃協議会

別表第2（第7条第1項関係）

環境生活部	環境生活企画室
	資源循環推進課
農林水産部	農村建設課
	農産園芸課
	森林保全課
	水産振興課
	漁港漁村課
県土整備部	河川課
	港湾空港課

別表第3（第7条第3項関係）

環境生活部	環境生活企画室	企画課長
	資源循環推進課	総括課長、資源循環担当課長
農林水産部	農村建設課	水利整備・管理担当課長
	農産園芸課	園芸特産担当課長
	森林保全課	保全・治山林道担当課長
	水産振興課	振興担当課長
	漁港漁村課	漁港課長
県土整備部	河川課	河川海岸担当課長
	港湾空港課	整備担当課長